令和7年4月

井原市立美星中学校
校長　池田　敬治

令和7年度 井原市立美星中学校 運動部活動に係る活動方針

1　本校の運動部活動

野球、ソフトテニス（男）、ソフトテニス（女）、スポーツ総合

2　目　標

（1）生涯にわたって運動に親しむとともに、健康の保持増進と体力の向上に繋がるような、運動習慣確立への資質や能力を養う。
（2）興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3　部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

（1）休養日
・原則、毎週月曜日から金曜日までのうち1日および土日のどちらか1日を休養日とする。
試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。（部活動ガイドラインを遵守する。）
・定期テストの1週間前からは、活動中止とする。
・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

（2）活動時間
・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
※移動、準備、片付け、ミーティング等は含まない。
・試合期で、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
（原則、大会の1週間前）
・下校時刻を厳守する。

（3）大会参加
・大会参加は、中体連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会へ参加する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。

4　その他

（1）部活動顧問会議（研修会の実施等）について
・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
（2）部費の取扱について
・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に 管理する。
（3）その他
・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、一定期間活動を停止させることがある。
・顧問は、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
また、保護者に月の活動計画を知らせ、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。

令和7年4月

井原市立美星中学校
校長　池田　敬治

令和7年度 井原市立美星中学校 文化部活動に係る活動方針

1　本校の文化部活動

吹奏楽、創作

2　目　標

（1）生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。
（2）興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3　部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

（1）休養日
・原則、毎週月曜日から金曜日までのうち1日および土日のどちらか1日を休養日とする。
大会等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。（部活動ガイドラインを遵守する。）
・定期テストの1週間前からは、活動中止とする。
・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

（2）活動時間
・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
※移動、準備、片付け、ミーティング等は含まない。
・大会期等で、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
（原則、大会等の1週間前）
・下校時刻を厳守する。

（3）大会参加等
・大会等への参加は、中吹連・中文連等の主催を原則とするが、その他の団体が主催する大会等へ参加する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。

4　その他

（1）部活動顧問会議（研修会の実施等）について
・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
（2）部費の取扱について
・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に 管理する。
（3）その他
・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、一定期間活動を停止させることがある。
・顧問は、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
また、保護者に月の活動計画を知らせ、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。